別表六（二十一）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第２項若しくは第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　(2)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　法人が震災特例法第17条の２第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載すること。

(2)　法人が震災特例法第17条の２の２第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。(2)において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を記載すること。

(3)　法人が震災特例法第17条の２の３第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第４条第４号ハに掲げる指示が解除された日を記載すること。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「(10)のうち10％又は６％適用資産の取得価額の合計額　(11)」の欄は、「差引改定取得価額 (8)－(9) (10)」の金額のうち平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第17条の２第１項の表の第１号の第５欄に掲げる減価償却資産（同条第４項第１号イ又はハに掲げるものを除く。）に係る金額の合計額を記載すること。

5　「翌期繰越額 (29)－(30) (31)」の各欄の外書には、震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(十一)を削る。

別表六(十一)の表中

税額控除限度額 (3)×10/100 又は (6)×20/100	調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）

を

税額控除限度額 (3)×10又は7/100 又は (6)×20/100	調整前法人税額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」）

に、「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「38の②」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（二十三）「7の㉗」）」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

11　「税額控除限度額 (3)×10又は7/100 又は (6)×20/100　(7)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額　(3)」の金額のうちに平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に同項の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額（以下この号において「特定給与等の額」という。）がある場合を除く。）　「又は7」及び「又は (6)×20/100」を消すこと。

(2)　震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額　(3)」の金額が特定給与等の額のみである場合に限る。）　「10又は」及び「又は (6)×20/100」を消すこと。

(3)　震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）　特定給与等の額の100分の７相当額と「同上のうち損金の額に算入される金額　(3)」の金額から特定給与等の額を控除した金額の100分の10相当額との合計額を記載すること。

(4)　震災特例法第17条の３の２第１項又は第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合　「(3)×10又は7/100 又は」を消すこと。